

一般社団法人日本脊椎インストゥルメンテーション学会 評議員選出規則

(総則)

第1条 この規則は、当法人の定款第13条第2項の定めに従い、評議員の選出及び資格喪失に関する事項について定める。

(選考及び選出)

第2条 評議員の選考及び選出は、評議員・会員管理委員会で行う。

- 2 委員長は、評議員・会員管理委員会の議長となり、その議事を統括する。
- 3 評議員は正会員数の20%を限度とする。
- 4 評議員・会員管理委員会は評議員増員数を決定して、役員から新評議員立候補者の推薦を定時評議員会の2か月前までに募集し、選考して理事会に推挙する。なお、評議員立候補者は役員2名の推薦状を要する。
- 5 評議員・会員管理委員会より推挙された評議員候補者は、理事会で決定し、評議員会で承認を受けなければならない。
- 6 定款第13条第3項に定める評議員・会員管理委員会による選出の効力が発生する日に満64歳を超える正会員は、評議員に選出されることができないものとする。
- 7 新たに評議員になろうとする者は、次の項目を全て満たしていることを要する。
 - (1) 学会会員歴が5年以上であること。
 - (2) 本学会学術集会で3回以上発表していること（主演者、共同演者は問わない）。
 - (3) 症例登録（レジストリー）を行っていること。

(再選出)

第3条 評議員・会員管理委員会は、過去に評議員であったことがある者または現に評議員である者を評議員に選出することを妨げない。

- 2 前項に該当する者は、次の項目を全て満たしていることを要する。
 - (1) 定時評議員会及び臨時評議員会を過去2年間理由なく連続して欠席していないこと。
 - (2) 症例登録（レジストリー）を行っていること。
- 3 避けられない事情で前項を満たせなかった者に対しては、評議員・会員管理委員会で審議する。

(選考結果に対する不服申立て)

第4条 選考の結果について不服のある申請者は、選出結果が総会に報告された日から2週間以内に、文書で評議員・会員管理委員会に対して不服を申し立てることができる。

(辞退)

第5条 自ら評議員であることを辞退しようとするときは、当該評議員本人が理事長宛てに書面でその旨を申し出るものとする。

- 2 理事長が前項の申し出を受けたときに、当該評議員はその地位を喪失する。

(令和3年11月8日理事会承認)